

令和 7 年度循環型社会推進基金活用事業（案） （既存事業拡充・新規事業分）

基金活用事業については、既存事業の充実を図りつつ新規事業の検討・実施を進めています。これらの財源活用事業の実施状況は、評価部会において点検、評価、改善を図っていただき、廃棄物減量等推進審議会に報告し、今後の事業実施を推進してまいります。

令和 7 年度は、循環型社会推進基金を積極的に活用し、ごみ減量目標に向けて全市民を対象とする啓発事業を行いたいと考えています。

【既存事業の拡充】

①古紙類等回収事業実施補助金事業

〈事業概要〉

各家庭からごみとして排出される以前に再利用できる古紙類の回収事業を地域において積極的に実施することにより、ごみの減量化と資源としての有効利用を促進するとともに、住民と行政によるごみ問題解決への社会意識の高揚を図るため、補助金を交付することを目的とし実施しています。

〈事業効果〉

自治会等を対象に、地域で古紙回収を実施していただくことにより、古紙類の可燃ごみへの排出を抑制することができます。

〈現況等〉

- ・新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古布に対し、1 k g 当たり 5 円の補助金を交付しています。
- ・近年、全ての回収量が減少しており、補助金交付額も減少しています。
- ・可燃ごみとして排出されている「古紙類」について、組成調査では家庭系可燃ごみの内、資源化可能な割合は約 1 2 % となっています。

〈拡充案〉

補助単価を「5 円」から「1 0 円」に増額することにより、古紙類の排出について市民の皆様にご注目していただき、家庭系可燃ごみへの排出量減少を目指します。

〈経費〉

古紙回収補助金 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円

@ 1 0 円 × 2, 0 0 0, 0 0 0 k g = 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円

【既存事業の拡充】

②防鳥用ネット貸与事業

〈事業概要〉

ごみの拠点回収場所において使用する防鳥用ネットを貸与することにより、カラス等によるごみの飛散を防止し、ごみの適切な排出及び収集を促進することで公衆衛生の向上を図ることを目的とし実施しています。

〈事業効果〉

ごみの拠点回収場所においてごみの飛散を防止し、適切な排出等を促進することができます。

〈現況等〉

- ・申請年度を含む3年度間は同じ拠点に申請できません。
- ・屋根や囲いのない拠点場所で使用されることが多く、利用者が多い拠点場所ほど劣化が早い傾向があり、地域の代表者より申請不可期間の短縮の要望をお聞きしています。

〈拡充案〉

申請不可期間を申請年度を含む「2年度間」に短縮することにより、破損したネットを使用することなく拠点回収場所を適切に利用いただけるようにします。

〈経費〉

消耗品費 209,600円

小(2m×3m) @2, 280円×20枚= 45,600円

大(3m×4m) @3, 280円×50枚=164,000円

【既存事業の拡充】

③ごみ集積容器整備補助金事業

〈事業概要〉

ごみの拠点回収場所におけるごみの飛散及び鳥獣による散乱を防止するため、ごみ集積容器を整備する経費に対し、補助金を交付することを目的とし実施しています。

〈事業効果〉

ごみの拠点回収場所においてごみの飛散を防止し、適切な排出等を促進することができます。

〈現況等〉

- ・ 5世帯以上が利用される拠点回収場所へ新たなごみ集積容器の購入又は製造に対し経費の4分の3を補助（上限14万円。ただし、5世帯以下が利用するものにあっては6万5,000円。）
- ・ 拠点回収場所は多くの世帯が利用される場合が多く、ごみの飛散を防止し、適切な排出等の促進効果は高いと思われるが、4分の1でも自治会等の負担としては大きい場合がある。また、近年、自治会等に参加しない世帯もある中、それらの世帯が拠点を利用される場合、ごみ集積容器購入の地元負担に対する不公平感がある。

〈拡充案〉

補助率を対象経費「全額」とすることにより、利用者の不公平感をなくすと共に拠点回収場所を適切に利用いただけるようにします。

〈経費〉

ごみ収集拠点設置等補助金 2,100,000円
上限140,000円×15か所=2,100,000円

【新規事業】

④ごみ回収拠点への清掃用具貸与事業

〈事業概要〉

ごみの拠点回収場所を衛生的に維持管理することにより、ごみの適切な排出及び収集を促進することで公衆衛生の向上を図ることを目的とし実施します。

〈事業効果〉

ごみの拠点回収場所の維持管理を適切に行うことにより、ごみの飛散を防止し、適切な排出等を促進することができます。

〈現況等〉

ごみ回収拠点を利用されている方（自治会役員やボランティア）が自身の清掃用具を利用し拠点の清掃等を行っていただいている。

〈実施案〉

防鳥ネット貸与事業と同様に清掃用具貸与事業を実施することにより、ごみ拠点回収場所を適切に利用いただけるようにします。

〈経費〉

消耗品費 239,500円

@2,178円 チリトリ&シダほうき

@217円 火バサミ

(@2,178円+217円)×100セット=239,500円

【新規事業】

⑤ごみ回収拠点への「不法投棄禁止」等看板貸与事業

〈事業概要〉

ごみの拠点回収場所へ「不法投棄禁止」や「ごみ排出日の案内」看板を設置することより、ごみの適切な排出及び収集を促進することで公衆衛生の向上を図ることを目的とし実施します。

〈事業効果〉

ごみの拠点回収場所の維持管理を適切に行うことにより、不法投棄禁止の啓発、適切な排出等を促進することができます。

〈現況等〉

- ・「不法投棄禁止」を含めた看板を1地域につき3枚お渡ししています。
- ・「ごみ排出日の案内」看板について、ごみ有料化開始時に希望場所に配布した以降、配布していません。
- ・地域より、「不法投棄禁止」や「ごみ排出日の案内」看板を希望されるお話をお聞きしています。

〈実施案〉

ごみ拠点回収場所を管理されている自治会等が希望される拠点回収場所に設置する看板を提供する。

〈経費〉

消耗品費 649,550円

「不法投棄禁止」等看板 4種類×50枚=200枚 414,700円

「ごみ排出日の案内」看板

@2,135円×100枚×1.1=234,850円

【新規事業】

⑥中間処理施設見学ツアー事業

〈事業概要〉

家庭より排出される可燃ごみ以外のごみの中間処理過程を見学することにより、ご自身の排出されるごみについて興味を持っていただき、ごみ分別の推進を図ることを目的とし実施します。

〈事業効果〉

ごみの中間処理の実情を実際に見ていただくことにより、分別の重要性・不要なものの購入抑制を考えていただくきっかけになると考えています。

〈現況等〉

- ・自治会等の単位で中間処理施設へ相談すれば受け入れていただくことは可能です。
- ・同内容のツアーは実施していません。

〈実施案〉

- ・市バス（マイクロバス）を利用し、市役所より中間処理施設へ移動します。
- ・中間処理施設では、施設職員より分別作業の説明を受けます。

〈経費〉

~~市バスを利用する予定のため、予算化していません。~~

バス借上料 187,000円

マイクロバス@85,000円×1台×1.1×2回 = 187,000

〈その他〉

~~他の事業による市バスの予約状況によっては実施できない可能性があります。~~

【新規事業】

⑦廃棄物に関する講演会事業

〈事業概要〉

ごみ収集芸人としてインターネット等でごみの分別等について不定期に記事を配信されている「マシンガンズ：滝沢秀一氏」を講師として、排出時に注意の必要なごみやごみの排出方法について講演いただくことにより、廃棄物について興味を持っていただき、ごみ分別の推進等を図ることを目的とし実施します。

〈事業効果〉

ごみ収集の体験をもとに SNS や執筆、講演会などで発信し話題になられている方に講演いただくことにより、ごみ排出時の注意点や分別の重要性について考えていただくきっかけになると考えています。

〈現況等〉

同内容の講演会は実施していません。

〈実施案〉

市内ホールにおいて講演会を実施します。

〈経費〉

575,080円

廃棄物に係る講演会委託料 443,080円

施設使用料（舞台運営技師費用） 132,000円

【新規事業】

⑧生ごみ水絞り器配布事業

〈事業概要〉

家庭系可燃ごみとして排出される割合の大きい生ごみの水分を排出前に搾り取る器具を試験的に配布することにより、生ごみに含まれる水分量を減少させることができます。

〈事業効果〉

生ごみの水分量を絞る取ることにより、可燃ごみの排出重量を減少させ、可燃ごみ排出量を削減することができます。

〈現況等〉

同内容の事業は実施していません。

〈実施案〉

配布方法（先着・抽選）は未定ですが、先進地を調査し実施します。

〈経費〉

消耗品費 220,000円

@200円×1,000個×1.1=220,000円